

第3回

匿名・流動型犯罪グループによる犯罪被害対策 のための技術的措置に関する有識者検討会

警 察 庁 説 明 資 料

(御意見を踏まえて整理した制度・運用イメージ)

匿名・流動型犯罪グループによる犯罪被害対策のための技術的措置に関する有識者検討会 提言骨子（案）（要旨）

【背景】

- 実行犯の募集、犯行の指示等は、秘匿性の高い通信アプリにより、非対面かつ匿名で行われることが一般的。
- 「捨て駒」である実行犯を検挙しても、上位の指示役や次の犯行の標的を速やかに特定するのは困難であり、新たな実行犯が補充されて犯行が継続。
- 通信アプリの暗号化技術により、通信事業者の協力を得たとしても、犯行グループの通信内容を解明することは困難。

【必要性】

- 被害者の受ける財産的・精神的打撃は計り知れず、悲惨な被害者を生まないための対策が急務。
- 現状に鑑みれば、犯罪者グループの端末から、犯罪に悪用される通信アプリの通信内容等を迅速に把握し、被害防止に活用する手法（遠隔解析）を早急に導入するべき。

【制度の在り方】

- 秘匿性の高い通信アプリの通信内容は、通信の秘密に関わるものであり、プライバシーの保護が及ぶものだが、適正手続の下で、必要な限度で通信の秘密やプライバシーを制限しながら措置を行うことは憲法上も認められている。
- 遠隔解析の目的は、被害切迫者を特定し、被害を的確に防止すること。
 - ・ 対象は、犯人同士の連絡や犯人から被害者への連絡に用いられた端末に限定するべき。
 - ・ 取得する電磁的記録としては、被害切迫者を特定する情報や、犯罪の日時・実行者数・凶器等の情報が想定される。
- 要件は、刑事訴訟法に基づく差押えの要件を目安とするべき。犯罪グループによる被害の発生・拡大の具体的なおそれ、緊急性、補充性を要件とするべき。
- 一定の行政手続には令状主義の要請も及ぶため、遠隔解析には事前の司法審査（許可状取得手続）を設けるべき。
- 遠隔解析は、切迫する重大な犯罪による被害を防止する目的で行使する行政調査権限として、犯罪の予防を含む警察官の職権職務を遂行するための手段を定める警察官職務執行法の中に規定することが考えられる。

【実効性・適正性】

- 技術の変化に柔軟に対応できる制度とすること、犯人らに容易に対抗措置をとられないための徹底した情報保全等が必要。
- 被害防止に当たる警察官と遠隔解析を行う警察官は、分離するべき。遠隔解析は、必要な知識・能力を持つ警察官として警察庁長官が指定した者のみが行うべき。
- 遠隔解析の過程で、取得が認められない情報を扱った場合は、その全てを消去するべき。
- 対象端末の利用者への事後通知、公安委員会による事後監督等の手続を設けるべき。

1. 被害防止の責務

犯行グループの分析



各種現場措置



犯人



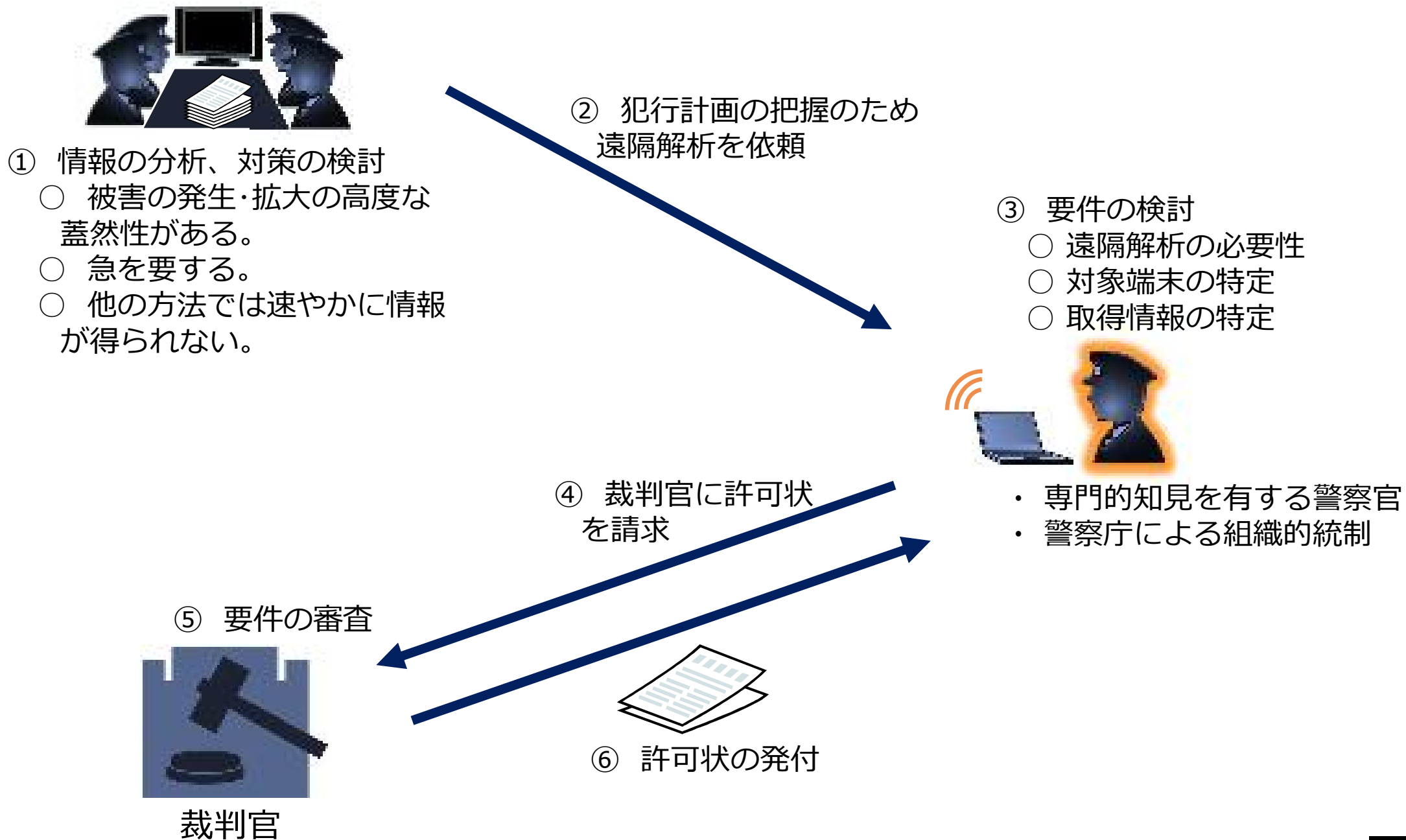
被害切迫者

被害防止の責務を具体化

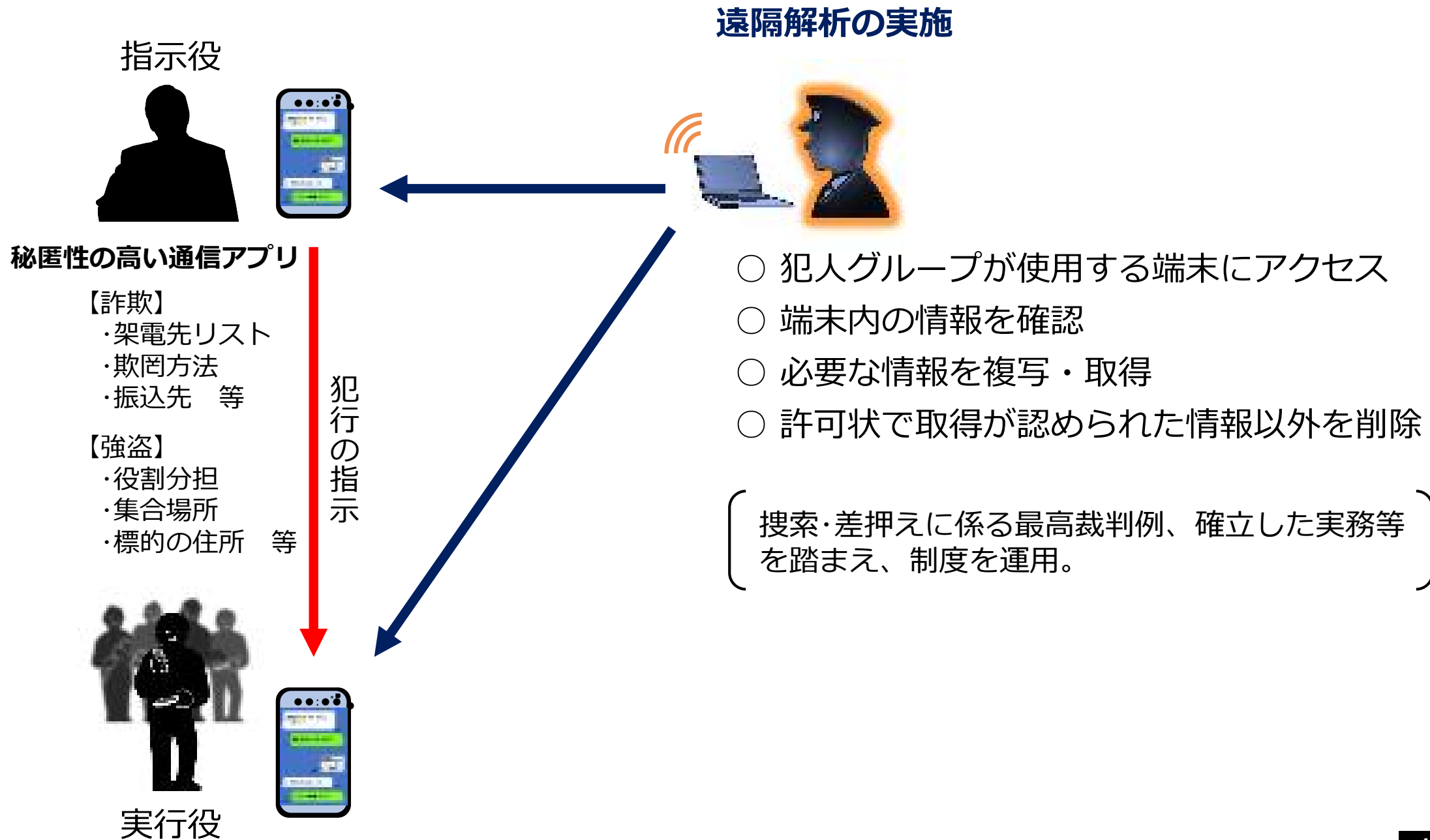
- ・ 重大な犯罪が発生する蓋然性
- ・ 被害が切迫している方の所在等の一定の犯行計画が具体的に判明（特に被害者の特定）した場合
- ・ 被害者の方への働き掛けなど各種被害防止策を講じる責務

※ 警察法第2条第1項
警察官職務執行法第1条第1項

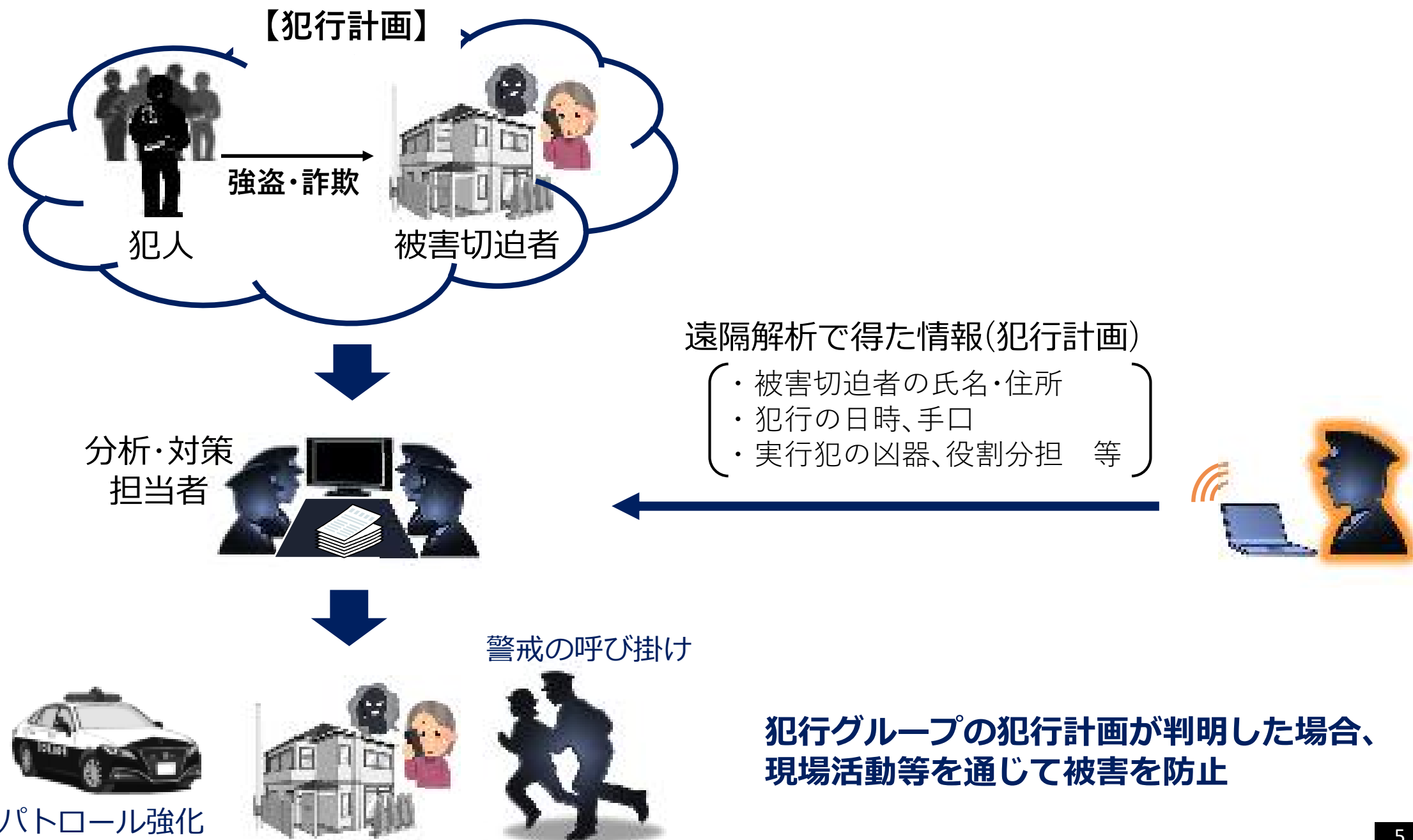
2. 「遠隔解析」の開始に向けた手続



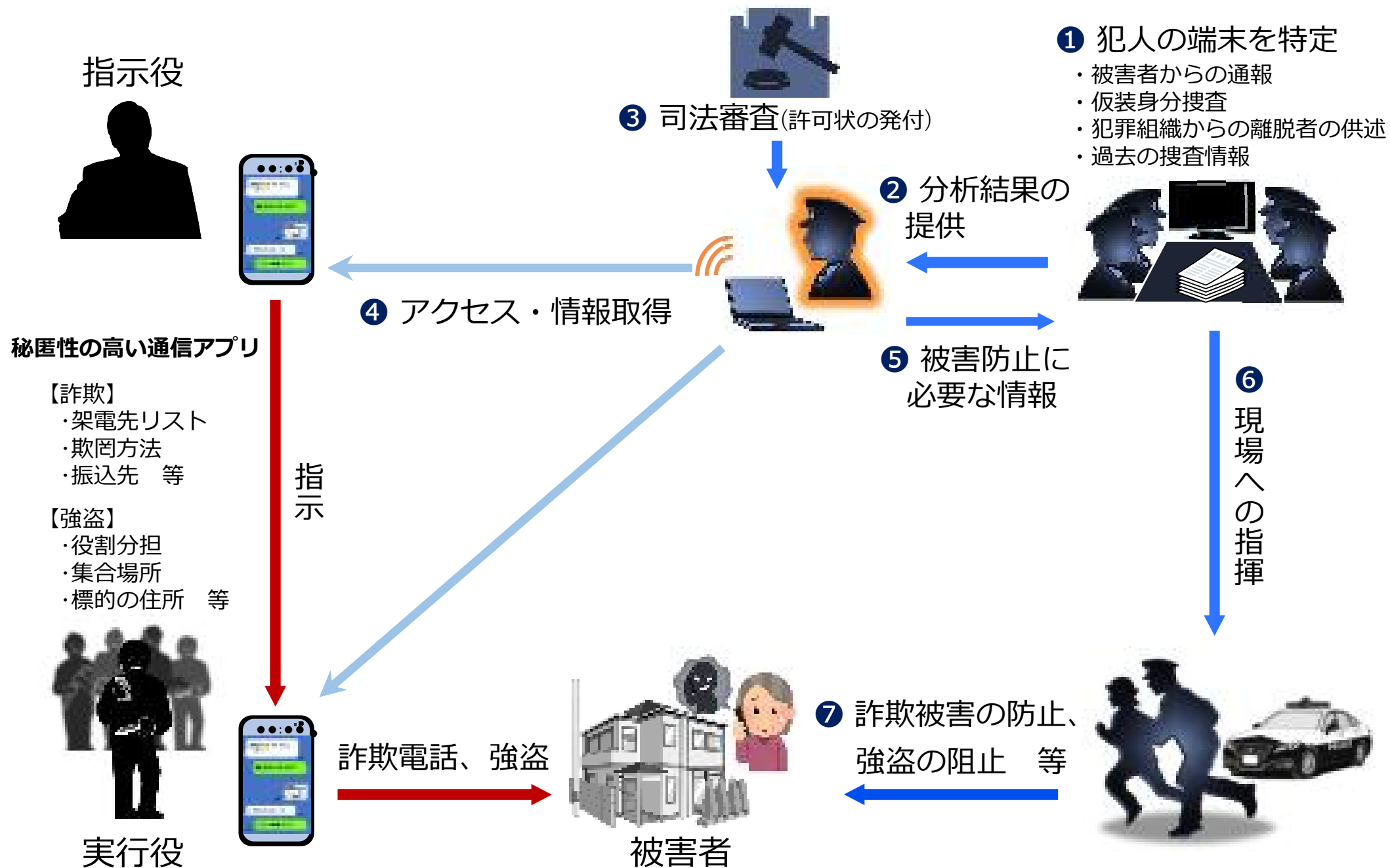
3. 「遠隔解析」の実施



4. 被害防止の責務の達成



5. 遠隔解析・被害防止の全体像



6. 適正性担保のための仕組み

① 厳格な要件と司法審査

- 重大犯罪の高度な蓋然性、緊急性・補充性、犯人の端末への限定等の厳格な要件
- 全件について事前の司法審査



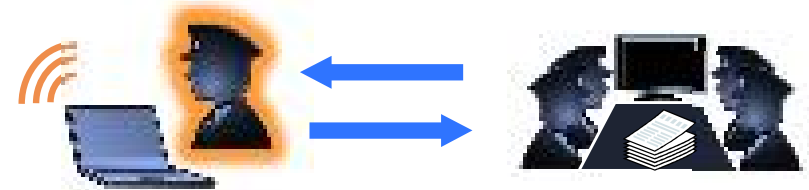
② 遠隔解析担当官への統制

- 専門的な知識・能力を有する特別な警察官に限定
- 警察庁長官が指名



③ 情報の取扱手続の法定

- 必要な情報の複写・取得、不要な情報の確実な消去、分析担当官への情報提供等の情報の取扱手続を明確化



④ 当事者への事後通知

⑤ 公安委員会による個別確認・是正指示

- 全件について公安委員会が事後確認
- 適正確保のため必要があれば、警察庁長官等に指示

